



## 『諸道勘文神鏡』所引『唐曆』新出逸文の紹介と検討：唐代の銅魚符制度を中心に

著者	姚 晶晶
雑誌名	関西大学東西学術研究所紀要
巻	50
ページ	129-144
発行年	2017-04-01
その他のタイトル	Introduction and Consideration of the Lost Document Tang Li in Shodo Kanmon Shinkyō : Focusing on Tong Yufu of the Tang Dynasty
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/11239">http://hdl.handle.net/10112/11239</a>

# 『諸道勘文 神鏡』所引『唐曆』新出逸文の紹介と検討

— 唐代の銅魚符制度を中心に —

姚 晶 晶

## 一 はじめに

宮内庁書陵部所蔵『諸道勘文 神鏡』三軸（函架番号 九・五三）は九条家に伝来した古典籍の一つで、南北朝時代の暦応（一三三八～一三四一）頃に写された紙背文書を有している。この三軸のうち第一軸には、「神鏡焼損可改鑄事」（天徳四年・九六〇、寛弘二、三年・一〇〇五、一〇〇六）、「神鏡可奉納新造韓櫃事」（永暦二年・一一六一、裏に大間書（首尾）あり）などに関する諸道博士の勘文が書き上げられており、第二軸と第三軸には「無神鏡劍璽間踐祚事」（寿永二年・一一八三、裏に暦応頃消息交名等および春日社権神主成家並氏人泰宣間事（暦応二年・一一三三九）あり）などの勘文が記されている。

これらの文章は、当時の諸道博士がさまざまな和漢書籍を抄出しながら、神鏡に関連する文書を勘申したものとされる。漢籍

より引用した部分には、唐の歴史書『唐曆』が含まれ、そしてこの引用部分は日本伝来の漢籍のものを参照したと考えられる。そして、この『唐曆』は中国では次第に散佚してしまいが、一方で日本には九世紀末までに伝来したと考えられており、『諸道勘文 神鏡』が引く『唐曆』の佚文は、注目に値する。

## 二 神鏡事および神鏡勘申

本論文で取り上げる『諸道勘文 神鏡』三軸は、『諸道勘文』の伝本の一つと考えられる。最古の国書の目録としての『本朝書籍目録』<sup>①</sup>（仁和寺書籍目録）や『日本書籍目録』などの異称が多いには、

諸道勘文 二百卷（朝家有<sup>②</sup>三重事<sup>③</sup>ノ時、仰<sup>④</sup>諸道博士云々<sup>⑤</sup>、被<sup>⑥</sup>召<sup>⑦</sup>勘文<sup>⑧</sup>、或<sup>⑨</sup>（云）每仗<sup>⑩</sup>儀類<sup>⑪</sup>集<sup>⑫</sup>数卷<sup>⑬</sup>、中原師安撰<sup>⑭</sup>）とあり、『諸道勘文』二〇〇巻は中原師安の撰になる書物で、朝廷

に大事があつたときに、諸道博士それぞれに命じて勘文を出させたものであり、あるいは礼儀の内容を数巻に類聚したものであるという（京都大学図書館所蔵谷森文庫本『本朝書籍目録』<sup>3</sup>）。

和田英松氏は『本朝書籍目録考証』において、「通憲人道藏書目録に、『一合第九十三櫃類聚諸道勘文一巻、一合大九十五櫃類聚諸道勘文第八帙十巻』と見え、貫首秘抄にも、類聚の二字を冠したるものあり。この書は、唯勘文を順次編集したるものにて、別のものなるべく、類聚諸道勘文は、蓋し仗儀類集とあるものにか。なほ考ふべし」と慎重に述べた。その他、和田氏は「明文抄人事部下に、『諸道勘文頼隆状』として、天曆三年（九四九）五月廿三日神祇官の勘文を載せたるも亦、この書なるべし」ということを指摘している<sup>4</sup>。さらに所功氏は和田氏の研究に続いて、『明文抄』に残された三つの「諸道勘文」を補遺した<sup>5</sup>。

また、『群書解題』によると、『諸道勘文』の「諸道は明法道・天文道・陰陽道などを言い、その学者達の勘申文を集めたもの」で、「勘文各々の勘申者の名は明らかであるが編輯者は不明」であるという<sup>6</sup>。

『群書類従』に所収の『諸道勘文』は二巻があり、一巻は巻首が欠けており、巻次は不明である。一巻は彗星に関する天延、康平、天喜、長治、天仁、永久などの勘文を集めたもので、巻四十五である。また、内閣文庫所蔵本には「諸道勘文」と題し、奥書に「承安四年（一一七四）五月十四日侍<sup>7</sup>助教中原直本<sup>8</sup>以<sup>9</sup>即秀<sup>10</sup>書写

畢、同六月四日以寛舜交勘畢」とある<sup>7</sup>。現存している『諸道勘文』二巻は編纂年代が不明であり、平安末期頃の勘文を収めている。例えば第四十五巻に「大外記中原師遠」の勘申が収録され、「長治三年（一一〇六）正月卅日主税助兼講清原真人信俊勘申」の後に「右諸道勘文依<sup>11</sup>無<sup>12</sup>類本<sup>13</sup>不<sup>14</sup>能<sup>15</sup>校合<sup>16</sup>」とある<sup>8</sup>。

以上のように、『諸道勘文』二〇〇巻のうち、これまでのところ確認されているのは僅かに二巻だけであつたが、本論文で紹介する九条家本『諸道勘文』三軸は、失われた『諸道勘文』二〇〇巻のうちの三巻であつたとみることができよう。

『諸道勘文 神鏡』は神鏡の焼亡・紛失に関する諸道博士の勘文を集めたものである。ここでいう神鏡とは、天照大神の「御神体」として尊崇され、記紀神話に登場する「三種の神器」と同じように重んぜられ、宮中の温明殿で内侍所に奉仕された御鏡を意味する。はじめに『諸道勘文 神鏡』から冒頭の「神鏡事」を取り上げ、歴史上実在の人物について示された記事に着目したい。

### 神鏡事

天徳四年

式部少録秦敦光

寛弘三年

東宮学士匡衡朝臣 陰陽博士吉平等

（後略）

上記した記事に名前が見える「式部少録秦敦光」と「東宮学士匡衡朝臣」、「陰陽博士吉平」の三人について簡単に紹介する。

まず、秦敦光は、天慶六年（九四三）に宮中の『日本書紀』の講読終了に伴う宴会で、「明経得業生従六位下行伊豫權大目」として、「得天穂日命二首」（『日本紀寛宴和歌』）の天慶六年歌十二月二十四日）を詠んだことが知られている。「神鏡事」の記事から、秦敦光は天徳四年（九六〇）に「式部少録」であったと分かる。

次に、「東宮学士匡衡朝臣」は平安中期の儒官であった大江匡衡と考えられる。大江匡衡は文章生、秀才、文章博士などを歴任し、長徳三年（九九七）から東宮学士を務めた。大曾根章介氏の研究によると、大江匡衡は、公私の詩宴に列席して序者・題者となり、藤原道長・行成・公任らのために文章を代作し、名儒比肩するものなしといわれた。<sup>11)</sup>

また、「陰陽博士吉平」は平安時代中期の陰陽家である安倍吉平と考えられる。<sup>12)</sup> 安倍吉平は、安倍晴明の子、天皇や藤原道長以下の諸家のため、陰陽道の諸祭・諸儀に従事して活躍したといわれる。<sup>13)</sup> 「神鏡事」の記事によると、「寛弘三年」（一〇〇六）の時点で、大江匡衡は「東宮学士」に、安倍吉平は「陰陽博士」になっていたと分かる。

ここまで、「神鏡事」の冒頭で言及された代表的人物の秦敦光、大江匡衡と安倍吉平について述べた。彼らは明経博士や文章博士、陰陽博士に任ずるほど博学多才であったため、神鏡についての勘

文を作成する際にも必ず多くの和漢書籍を参照したと考えられる。例えば、諸道博士は『日本書紀』（『日本紀』とも記される）のような和書のほかに、大量の漢籍も利用したことがある。これら漢籍の中には、歴史書の『唐曆』が含まれていた可能性が高いと考えられる。

平安中期頃の『唐曆』に関する記録には次のようなものがある。平安中期の文人官吏である三善清行は昌泰四年（延喜元年、九〇一）に、後世に有名な「革命勘文」を上申した。ここには「唐曆』以後、唐家の史書が無く、仍って近代の事変を勘合し得ない」と記している。ほかにも、平安中期の天台宗僧侶で文人でもあった寂照は、長保五年（一〇〇三）宋に渡ったが、寛弘五年（一〇〇八）七月、藤原道長と治部卿源從英（俊賢）は入宋僧寂照に手紙を送った。<sup>14)</sup> そこには「唐曆』以後の史籍などを送っていただきたい。中国の様子が知れず、学者はこれを憾みとしている」とあり、また「略云えらく、諮るところの『唐曆』以後の史籍及びほかの内外の経書の未だ本国に來たらざる者あり。因りて便風に寄せて望を為す」とある。<sup>15)</sup>

このように、「唐曆』は十世紀には日本にあって、利用可能な最新の唐王朝の史書として活用されていたと考えられる。秦敦光や大江匡衡や安倍吉平などの諸道博士が依拠していた漢籍史料の中には柳芳撰『唐曆』が含まれていたと推測できる。もしこの勘申の中に『唐曆』の逸文があれば、筆者の推測も裏付けられよう。

「神鏡事」では最初に『日本(書)紀』の「天孫降臨」という神話を引用しつつ、「宝鏡」について説明がなされ、続いて「八尺瓊曲玉」と「八咫鏡」などの神器の起源を述べている。それらの内容はよく知られる記紀神話の記述と似ているため、紙幅の都合から本論では取り上げない。ただし、「神鏡事」では『先代旧事本紀』も参照し、天孫が三種の神器を授かることを論じているが、「事多く具さに記さず」ということなので、その後は「内侍所根元事」や「神鏡勘文」などが記述される。さて、「神鏡事」の「神鏡勘申」では『唐曆』を参照した部分がある。以下に該当する箇所を示す。

神鏡勘文 匡衡 紀傳

勘申、坐内侍所神鏡焼損、可改鑄乎、可相准之事、若有所見乎事。

(中略)

『唐曆』曰、開元中鴻臚曰、蕃国銅魚多有散失、望更令所司改造魚、制曰可、故事、悉置銅魚、雄雌相合。

(中略)

右依宣旨勘申如件

寛弘三年六月十三日 正四位下行東宮学士大江朝臣匡衡

「神鏡勘文」の作者は「匡衡」であると記されている。すなわち

「神鏡事」の冒頭でその名が挙げられた「東宮学士匡衡朝臣」である。名前の下に見える「紀傳」は、「紀伝道」の省略、あるいは「紀伝道」をおさめる学者の意味であろうと思われる。また、最後に記された日付と署名からみると、「神鏡勘文」成立の年月日は「寛弘三年六月十三日」であり、作成者は当時「正四位下行東宮学士」であった大江匡衡である。大江匡衡は多くの漢籍を参照し、そのなかに編年体の歴史書『唐曆』の逸文の引用が見られる。逸文の内容は次の通りである。「唐曆」に曰はく、開元中、鴻臚曰はく、蕃国の銅魚散失すること多し、望むらくは更に所司をして魚を改造せしめむことをと。制して曰はく、可なりと。故事、悉く銅魚を置き、雄雌相ひ合う。本勘申は内侍所の神鏡が焼損した後に、神鏡を改鑄するべきかどうかを上申する内容である。

ここで上述した「神鏡事」の「天徳四年」という年号に注目しよう。「天徳」という年号は「神鏡勘申」の成立にかかわるヒントを与えてくれると考えられる。というのは、村上天皇御世の天徳四年(九六〇)に、平安遷都以後はじめて内裏が焼失したからである。そこで、焼け跡から掘り出された内侍所神鏡は、寛弘二年(一〇〇五)、再び焼損し、神鏡の本来の姿が失われてしまうまでになる。

この後、平安中期に成立した藤原実資の『小右記』によって、寛弘二年の「神鏡等焼損」(『小右記』寛弘二年十一月十七日条)<sup>16</sup>は後世でも知られていたことが分かる。神鏡が破損したことで、

寛弘三年（一〇〇六）に「神鏡定」（『御堂関白記』寛弘三年七月三日条）が行われたことは周知のとおりである。大津透氏は、「諸道に勘文を提出させたいので、翌年（寛弘三年）七月に天皇御前において公卿が集まり定を行ない、神鏡を改鑄すべきでないという多数意見と、（藤原）道長・伊周・公任の三人の、祈祷や占いを加えてその結果で決めるべきだとの意見に分かれている」と指摘する。<sup>17)</sup>

「神鏡事」に書かれている「寛弘三年」と「神鏡勘申」に記された日付「寛弘三年六月十三日」から、本勘申は、天皇御前での神鏡定が行われる前に成立していたと考えられる。神鏡定の場合、当時焼損した神鏡を改鑄すべきか否かの判断を下す材料として、諸道博士が出来るだけ多くの和漢籍を調査し、その結果を勘申としてまとめたのである。そして、この勘申では『唐曆』が唐朝の故事について記した最新の歴史書として利用されたのであろう。

### 三 『唐曆』の新出逸文と唐代の「魚符」

「神鏡勘文」の『唐曆』逸文には「銅魚」という言葉が二度つかわれている。この「銅魚」はおそらく唐代のある制度に由来しており、さらに「魚符」や「魚袋」などにも関わりと考えられる。ここは『唐曆』逸文の「銅魚」に着目し、中国の隋唐時代における「魚符」の変遷と改鑄との関係に考えてみたい。

#### （一）『諸道勘文 神鏡』所引の新出『唐曆』逸文

『唐曆』の逸文に見える「銅魚」は、中国の唐代に使われていた銅製の「魚符」と考えられる。「魚符」とは、「符節」の一種であり、隋と唐の時代には、何種類もあり、用途によりそれらが使い分けられていたとされる。ここで、前節で既に触れた『唐曆』の逸文を再び煩を厭わず挙げ、「銅魚」について記されたほかの史料を加えて検討したい。論展開の便宜のため、史料は（あ）、（い）、（う）などの記号を用いて表す。

（あ）『唐曆』曰、開元中鴻臚曰、蕃国銅魚、多有散失、望更令所司改造魚。制曰可。故事、悉置銅魚、雄雌相合。  
〔『諸道勘文 神鏡』・「神鏡事」の「神鏡勘文」〕

本記事の「開元中」という記述は、年号のみが記され、具体的な年代は不明である。次に、唐朝の外交を司る「鴻臚」は、開元年間に、「蕃国」の「銅魚」が多く散逸していたため、「所司」に命令して「魚」を改造させたいと上申し、それが裁可されたことが分かる。また、「故事」つまり通例では「銅魚」をすべて置き、「雄雌相い合う」と記されている。しかしながら、その「開元中」の「銅魚」については、どのような「故事」があるのだろうか。『諸道勘文 神鏡』に引用された『唐曆』の新出逸文（あ）を深く解読するため、「銅魚」についての類似した記述を持つ中国側の史



料との比較を通じて、逸文の「故事」に関わる制度を明らかにしたい。

(い) 雑録

故事。西蕃諸國通唐使處、悉置「銅魚」。雄雌相合、各十二隻。皆銘「其國名」、第一至「十二」。雄者留在「内」、雌者付「本國」。如國使正月來者、賣「第一魚」。餘月准「此」、閏月賣「本月」而已。校「其雌雄」、合乃依「常礼」待之。差謬、則推按聞奏。至「開元」十六年十一月五日、「鴻臚卿舉「舊章」奏曰、近縁「突騎施背叛」、蕃國銅魚、多有「散失」、望令「所司」復給。」(『唐會要』卷一〇〇の「雑録」)

「西蕃諸國」の「通唐使」は唐王朝から「銅魚」を受け取り、この「銅魚」は「雄雌相ひ合う」もので、「各十二隻」は雌雄十二尾、総計が二十四匹であり、それぞれに国の名が刻まれている。これらの銅魚符は第一から十二まであり、雄側の銅魚符は唐の朝廷内に置かれ、雌側の銅魚符十二匹は各蕃国が預かる。

例えば、蕃国の使者が正月に來朝すると、必ず一番目の雌銅魚を持つてくる。以降の月すべて同様に各月の雌銅魚を持参する。なお、閏月には本月の銅魚を用いる。その雌銅魚が雄銅魚と合えば「常礼」によって対応し、合わなければ聴取のうえで奏上する。

さらに、開元十六年(七二八)の十一月五日に「鴻臚卿」は昔

のしきたりをあげながら、近ごろ「突騎施背叛」にあたり、蕃国の銅魚はその多くが散失したので、所司に命じて再び發行することが望まれる、と奏上した。

(う) 蕃國亦給之、雄雌各十二、銘以「国名」、雄者進「内」、雌者付「其國」。朝貢使各賣「其月魚」而至、不「合者」効奏。(『新唐書』卷二十四・志第十四の「車服」)

蕃国もまたこれ(銅魚)を受け取った。銅魚は雄雌それぞれ十二匹があり、その国の名を刻んだものである。雄銅魚は宮内に置き、雌銅魚はその国に付与する。そして、「朝貢使」は各自がその月に対応する銅魚を持参し、合わなければ「効奏」する。

以上から、史料(あ)と(い)では唐の開元年中に、蕃国の銅魚が多く失われたと鴻臚が述べたことが両記事の相似点である。しかも、「故事、悉置「銅魚」、雄雌相合」という字句は完全に一致する。しかし、史料(あ)と史料(う)とでは、最初の「蕃国」以外は、内容がまったく違うといえる。

とはいえ、史料(い)と(う)には内容の共通点が見られる。「雌雄」の銅魚がそれぞれ十二あって、その銅魚には該当する国名が刻まれている。雄銅魚は唐の朝廷に置き、雌銅魚は蕃国に与え、蕃国の使者はその月に応じた銅魚を持参する。これらの内容は次に示すように南宋の王応麟によって撰された類書『玉海』にも見

られる。

(え) 『唐』會要』、西蕃諸國通唐使處、悉置<sup>二</sup>銅魚各十二<sup>一</sup>。皆銘<sup>二</sup>其國名<sup>一</sup>、如貢使正月來、賣<sup>二</sup>第一魚<sup>一</sup>。餘月准<sup>レ</sup>此、閏月賣<sup>二</sup>本月<sup>一</sup>。校<sup>二</sup>其雌雄<sup>一</sup>合、乃依<sup>二</sup>常禮<sup>一</sup>待<sup>レ</sup>之。差即推<sup>レ</sup>案。〔回紇傳奪含光門魚契走城外〕開元十六年十一月五日、鴻臚卿奏、蕃國銅魚、多有<sup>二</sup>散失<sup>一</sup>、望令<sup>二</sup>所司<sup>一</sup>改鑄。制可。(『玉海』卷八十五)

史料(え)は『玉海』所引の『唐』會要』であるため、史料(い)『唐會要』の本文とほとんど共通しているが、史料(い)と(え)をよく比較すると、最後の部分に僅かな違いがみられる。史料(い)には「望むらくは所司をして復給せしむ」とあり、すなわち「所司」に命じて、再び銅魚を与えたと分かる。だが、史料(え)には「望むらくは、所司をして改鑄せしめんことを。制可す」と書かれており、「所司」が命令を受けて銅魚を改鑄している。史料(え)は、(い)と比べ、制書により許可されたことがより明確に示されている。

一方、史料(あ)の『唐曆』では、「望むらくは、更に所司をして魚を改造せしめ」と記し、かつ「制して曰く、可なり」と書かれている。制書によって許可したことを記す点で、史料(あ)は史料(え)と内容的に一致する。『唐曆』の新出逸文である史料

(あ)は、『唐會要』の記事を伝える史料(い)と(え)を合わせた内容を伝えていると考えられるのである。

さらに、史料(あ)に「故事、悉置<sup>二</sup>銅魚<sup>一</sup>、雌雄相合」とみえる記事は、史料(い)の『唐會要』に「故事。西蕃諸國通唐使處、悉置<sup>二</sup>銅魚<sup>一</sup>。雌雄相合」とある記事と対応しており、この「故事」が「西蕃諸國通唐使處」における前例であったことが分かる。

「神鏡勘申」に引かれた『唐曆』の逸文では、「開元中」に「鴻臚」の奏上があり、蕃国の銅魚が多く失われたので、「所司」に命じて銅魚を改造させたいと願い出たところ、皇帝の制書によって許可されたことが記されていた。また、「悉置<sup>二</sup>銅魚<sup>一</sup>、雌雄相合」という「故事」が掲げられていた。これらの記述は、史料(い)(う)(え)などの銅魚の記載とつきあわせることによって、開元年間の銅魚改鑄に関する確かな記事であることが確認できるのである。

ただし、史料(あ)の『唐曆』逸文については、不明な点がまだ存在している。第一の疑問点は「銅魚」がどのような制度であったか。第二に、その制度の改変についてはどのような先例があったか。この二点については、次のような「符節」の制度を検討することで明らかになるだろう。

## (二) 「符節」の変遷と「魚符」の登場

結論から述べると、「銅魚」は唐の一時期に流行していた「魚



符」や「魚袋」とかわる。かつ「銅魚」は「符節」の制度に關連し、携帯者に特定の権限を付与する証であったと考えられる。まず軍兵徵發や駅伝交通などの制度にかかわる「符節」を概説し、次に「虎符」から「魚符」までの変遷に着目し、『諸道勘文 神鏡』所引の『唐曆』逸文に出てくる「銅魚」の理解を深めたい。

「符節」の起源は中国において早く、先秦時代から多くの種類が存在した。開元二十六年（七三八）に成立した勅撰の『唐六典』卷八「符宝郎職掌条」には「周礼」地官有「掌節」、春官又有「典瑞」、並其任也。自漢以來、唯旌節稱「節」、餘皆號「符」焉。寶即璽也」とあるが、ここで「符節」というのは、本来「符」と「節」の二つの意味があることに注意すべきである。「符節」の由来について、『周礼』の「地官・掌節」では「門関用「符節」という記述があり、さらに『孟子』の「離婁・下」には「符節以玉為之、篆刻文字、而中分之、彼此各藏其半、有故則左右相合以為信也。若合「符節」、言「其同也」と注している。

なお、「符節」の用途はただ「門関」を通る時に使っただけでなく、ほかにも重要な役割があったと考えられる。井口大介氏は、「符節」が古来より古代中国で行われた制度であり、時代によってその名称と形状が異なることを指摘した<sup>18)</sup>。また、「符節」の材質は玉だけでなく、歴史的に金・銀・銅などの金属や竹や木で製したこともある。そのほかにも「符節」の「符」には同時に兵符の意義が賦与されたといわれる。

次に形状の変遷について述べると、戦国時代における兵符の形状は多く虎の姿を模し、世間に「虎符」と呼ばれた。先述した井口氏の研究によると、銅虎符が主として軍兵を徵發する際に使われ、竹使符が軍兵以外の徵調に用いられた。現存する最古の虎符は陝西博物館蔵の西安付近で出土した秦恵文君時期（紀元前三三七）紀元前三二五年）の「秦杜虎符」であり、それは金塗りで文字が記された銅製の虎符である。また、羅振玉の『歷代符牌図録』では、「秦甲兵虎符（左右俱）」が示される<sup>19)</sup>。「符節」は信用の証拠とし、真ん中から左右半分に分けられた。相手がその半分を持つて、手元に残った半分と合致すると信用できるとされた。漢代は秦の制度に倣ったため、正史の記録によると、虎符がずっと使われた。ただし、虎符の文字は、秦では金塗りであったが、漢では多く銀塗りであったと考えられる。

ところが「節」は、旄牛の尾などで作った旗印であり、使臣が君主の命令を奉じる信用の物として知られた。前記した『漢書』卷四の文帝紀に「然而太尉以「節」入「北軍」、」「太尉勃身率「襄平侯通」持「節」承詔入「北軍」と記されており、「節」は軍兵を司る虎符と似た役割があった。このうち魏晋南北朝の時代に入ると、虎符の制度はすでに頻發する戦乱のために破綻し、一時中断されていたといわれる。一方で地方の軍政化に従って、「節」が軍隊の統御に有効であったため濫行された。

このように、「持節」は軍兵の支配に有効かつ敏捷で隋唐時代に

における「符節」の制に大きな影響を与えたと考えられる。特に唐代後期において「節度使」の制度と深い関係があったと思われる。しかし、注意すべきは、日本における「持節大將軍」の「持節」について、権力の象徴とする刀剣や節刀などの「節」を持して征討する事例が史書にしばしば見られる。時代によって多少の差異も存在するものの、古代中国と日本は「持節」により、軍兵を支配することができたのである。

前述のように、中国における南北朝時代の「符節」は戦争で混乱に陥った。正史に「虎符」が用いられたという記録は見当たらず、「銅獸符」及び「竹使符」などを用いた記述が残っている。例えば、『隋書』卷二十六の「百官志」は、南朝の梁について、「御史台、梁国初建：又有符節令史員」と示しており、また「諸王皆假金獸符第一至第五左」、竹使符第一至第十左。諸公候皆假銅獸符、竹使符第一至第五」と記す。ここの「金獸符」や「銅獸符」などは、井口大介氏が「金虎符」と「銅虎符」であったと指摘した。

隋朝は南北朝時代の制度を継承し、実際には「銅虎符」を使っていたと思われる。前記の『歴代符牌図録』にも隋代の虎符が多く収録されている。ところが『隋書』には「銅獸符」と記されている。その理由は、おそらく唐代に「虎」の字を避けたためである。つまり、『晋書』、『梁書』、『隋書』など、唐代に編纂された史書は、高祖李淵の祖父の諱を「虎」といったことから、この字を

忌んだのである。このため符も、「虎符」から「魚符」に変わったと考えられる。ただ、「魚符」は『隋書』にも見られるため、隋代の文帝の頃にはすでに使われていたと思われる。

- ① 閏月甲子、以<sub>二</sub>安州総管韋世康<sub>一</sub>為<sub>二</sub>信州総管<sub>一</sub>。丁丑、頒<sub>二</sub>木魚符於総管、刺史<sub>一</sub>、雌一雄一。（『隋書』卷二・帝紀第二の高祖下九年夏閏月丁丑条）
- ② 冬十月甲子、頒<sub>二</sub>木魚符於京師官五品已上<sub>一</sub>。（『隋書』卷二・帝紀第二の高祖下十年冬十月甲子条）
- ③ 五月癸酉、吐谷渾遣<sub>レ</sub>使朝貢。丁亥、制<sub>二</sub>京官五品已上<sub>一</sub>、佩<sub>二</sub>銅魚符<sub>一</sub>。（『隋書』卷二・帝紀第二の高祖下十五年夏五月丁亥条）
- ④ 冬十月丁未、頒<sub>二</sub>銅獸符於驃騎、車騎府<sub>一</sub>。（『隋書』卷二・帝紀第二の高祖下十七年冬十月丁未条）
- ⑤ 隋高祖開皇三年五月、改<sub>二</sub>傳国璽<sub>一</sub>曰<sub>二</sub>受命璽<sub>一</sub>；九年四月、頒<sub>二</sub>木魚符於総管・刺史<sub>一</sub>、雌一雄一。十年十月、頒<sub>二</sub>木魚符於官五品已上<sub>一</sub>。十五年五月、制<sub>二</sub>京官五品已上<sub>一</sub>佩<sub>二</sub>銅魚符<sub>一</sub>；十七年、頒<sub>二</sub>銅虎符於驃騎、車騎府<sub>一</sub>；唐高祖初為<sub>二</sub>唐王<sub>一</sub>頒<sub>二</sub>銀兔符於諸郡<sub>一</sub>。武徳元年九月、改<sub>二</sub>銀兔符<sub>一</sub>為<sub>二</sub>銅魚符<sub>一</sub>。（『冊府元龜』卷六十・帝王部立制度一）

史料①において、隋の文帝は開皇九年（五八九）に「総管、刺

史」に「木魚符」を給い、それが「雌一雄一」と明記されている。史料②では、開皇十年（五九〇）十月に、京畿における「五品以上」の官員に「木魚符」を与えたと記される。「木魚符」の用途については、軍兵の支配や身分の象徴などの用途があったと見て取れる。

加えて、史料③では開皇十五年（五九五）五月に「京官五品以上」が「銅魚符」を佩帯することが制度として定められたと書かれている。また、史料④から、開皇十七年（五九七）十月には、「驃騎、車騎府」に「銅獸符」を与えたとある。前述のように「虎」の諱を避け、「獸」と作ったので、この「銅獸符」は「銅虎符」であろうと思われる。そのため、隋代には「虎符」と「魚符」が並行して用いられていたと考えられる。

また、史料⑤は史料①から④までの総合であり、隋代「魚符」の材質は「木」から「銅」へと変わり、「五品以上」の「京官」は「銅魚符」を佩帯することが制度化されていた。これによると、隋代における銅魚符の用途の一つは身分の象徴と考えてよい。

以上のように、「魚符」は隋代から登場し、隋末に至り、「唐王」（唐の高祖李淵）が「銀兔符」を「諸郡」に実施していた。唐初に「銀兔符」を改めて「銅魚符」となり、後はその制度が定着する。

### （三） 唐代の「魚符」と『唐曆』の逸文

隋代以前の「符節」については、「虎符」の発展がその代表例で

あろう。唐代では、「符節」の制度は前代の影響を継承して、名称や形態が虎から魚に変転していた。そのため、『唐曆』逸文の「銅魚」とかわる制度は「魚符の制」と考えて差し支えなからう。その制度が前述の「銀兔符」を経て次第に成立した。その変化過程を次の史料から見てみたい。

- (1) 漢發<sup>レ</sup>兵用<sup>二</sup>銅虎符<sup>一</sup>。及<sup>二</sup>唐初<sup>一</sup>、為<sup>二</sup>銀兔符<sup>一</sup>、以<sup>二</sup>兔子<sup>一</sup>為<sup>二</sup>符瑞<sup>一</sup>故也。又以<sup>二</sup>鯉魚<sup>一</sup>為<sup>二</sup>符瑞<sup>一</sup>、遂為<sup>二</sup>銅魚符<sup>一</sup>以<sup>レ</sup>珮<sup>レ</sup>之。至<sup>二</sup>偽周<sup>一</sup>、武姓也、玄武、龜也、又以<sup>レ</sup>銅為<sup>二</sup>龜符<sup>一</sup>。〈『說郛』卷二。亦見一卷本及『演繁露』卷十〉（張鷟『朝野僉載』補輯）

唐代の張鷟が編んだ『朝野僉載』は、唐初から開元年間にかけての逸聞を記した筆記小説で、本来は二十巻あったが、散逸した後は六巻のみ現存している。『朝野僉載』には作者自身の見聞したことが記され、初唐・盛唐期の歴史を考察する際にも参照する価値がある。

史料(1)から、軍隊を徵発する際には、漢代に「銅虎符」が用いられていた。しかし、唐初になると「銀兔符」もしくは「銅魚符」が用いられた。この変化は、「兔子」と「鯉魚」が「符瑞」の瑞兆であったことによる。なお、武則天の治世に、「武姓」と「玄武」の「武」が同じであるため、「玄武」を指す「龜」の意匠が使われ

て銅製の「亀符」となった。

次に隋末から唐代に至る「符節」の変遷について、『旧唐書』と『新唐書』を参考に見てゆきたい。

- (2) 二年春正月：夏四月辛卯、停<sub>二</sub>竹使符<sub>一</sub>、頒<sub>二</sub>銀菟符於諸郡<sub>一</sub>：隋帝遜<sub>二</sub>位于舊邸<sub>一</sub>。改<sub>二</sub>大興殿為<sub>二</sub>大極殿<sub>一</sub>。甲子、高祖即<sub>二</sub>皇帝位於太極殿<sub>一</sub>、命<sub>二</sub>刑部尚書蕭造兼<sub>二</sub>太尉<sub>一</sub>、告<sub>二</sub>於南郊<sub>一</sub>、大<sub>二</sub>赦天下<sub>一</sub>、改<sub>二</sub>隋義寧二年為<sub>二</sub>唐武德元年<sub>一</sub>：九月乙巳、親録<sub>二</sub>囚徒<sub>一</sub>、改<sub>二</sub>銀菟符為<sub>二</sub>銅魚符<sub>一</sub>。〔『旧唐書』卷一・本紀第一の高祖〕

- (3) 二年正月：四月己卯、張長遜降。辛巳、停<sub>二</sub>竹使符<sub>一</sub>、班<sub>二</sub>銀菟符<sub>一</sub>：武德元年五月甲子、即<sub>二</sub>皇帝位於太極殿<sub>一</sub>。命<sub>二</sub>蕭造兼<sub>二</sub>太尉<sub>一</sub>、告<sub>二</sub>於南郊<sub>一</sub>、大<sub>二</sub>赦<sub>一</sub>、改<sub>二</sub>元：九月乙巳、慮<sub>二</sub>囚<sub>一</sub>。始置<sub>二</sub>軍府<sub>一</sub>。癸丑、改<sub>二</sub>銀菟符為<sub>二</sub>銅魚符<sub>一</sub>。〔『新唐書』卷一・本紀第一の高祖〕

史料(3)『新唐書』の記述は、史料(2)『旧唐書』と非常に似ているが、(3)の方が(2)より日時が詳しい。両唐書によると、隋代末期における「符節」の制は、義寧二年(六一八)の四月に「竹使符」が廃され、「銀菟符」が頒布された。史料(2)、(3)ともに、隋末唐初の各郡で「銀菟符」が使われ、高祖李淵の即位により武德元年(六

一八)に改元され、同年九月に「銀菟符」から「銅魚符」へと改められたことが記されている。

ところが、唐では「符節」の保管、出納が門下省被管の符宝郎の管轄であった。『唐六典』には、「符寶郎四人、従六品上」とあり、符宝郎の下に「主寶六人、主符三十人、主節十八人」が配される。かつ、符宝郎は「掌<sub>二</sub>天子之八寶及国之符節<sub>一</sub>、辨<sub>二</sub>其所用<sub>一</sub>、有<sub>レ</sub>事則請<sub>二</sub>於内<sub>一</sub>、既<sub>レ</sub>事則奉而藏<sub>二</sub>之<sub>一</sub>」(『唐六典』卷八・符宝郎職掌条<sup>20</sup>)ということを掌る。そして、唐代についての「符節」は、『唐六典』の「符宝郎職掌条」で詳しく述べられており、それを一覽表に整理すると、次のようになる。

【表】唐代の符節の一覽表

唐代の符節の一覽			
1	銅魚符	起軍旅、易守長	魚符之制
2	傳符	給郵駅、通制令	傳符之制
3	隨身魚符	明貴賤、應徵召	隨身魚符之制
4	木契	重鎮守、慎出納	木契之制
5	旌節	委良能、假賞罰	旌節之制

唐代の「符節」には五種があり、第一は「軍旅」の兵符として使われた「銅魚符」、第二が「郵驛」の駅伝などに使われた「傳符」、第三は「貴賤」の身分を示すために使われた「隨身魚符」、第四は「鎮守」で兵馬を徵発する際に使われた「木契」、第五は

「良能」の人に任せて賞罰をつかさどった「旌節」である。私見を述べると、「銅魚符」と「隨身魚符」の中にはともに「銅魚」（銅製の魚符）があり、『唐曆』逸文の「銅魚」がどちらに属するのかわかりにくく、慎重に検討する必要があると考える。

唐代における銅魚符の「魚符之制」は「王畿」の内外によって相違がある。「王畿之内」の銅魚符は三つの左符があり、一つの右符がある。「王畿之外」には五つの左符があり、一つの右符がある。左符は内にあり、右符は外にある。銅魚符は左右が合致すると、申請・命令が認められる。さらに、これを用いる際は、第一からはじまり、第二、第三と順に使われ、最後まで用いていき、また第一に戻って使う。また、「大事」の場合、例えば留守將軍の変更や、兵馬の増加や、都督・刺史の改替などには、必ず銅魚符と皇帝の「勅書」が併せて用いられた。「小事」で銅魚符が使われる場合、まず先に尚書省に「勅牒」が記録され、次に門下省に申請する。その後、銅魚符の左符を箱に入れ、門下省の印で封をする。さらに使者を遣して、合わせて右符が一致すると、その申請・命令が執行される。

これ以外にはただ身分の象徴として使われた「隨身魚符之制」がある。なお、唐代において銅魚符より隨身魚符のほうが一般的である。隨身魚符は、「太子」が玉魚符を、「親王」が金魚符を、そして「庶官」すなわち普通の官員が銅魚符を持ち、その上には「姓名」が刻まれた。この「姓名」が刻まれた隨身魚符は辞任した

ときに、朝廷に返却しなければならない。また、「姓名」を刻まない隨身魚符はただの装飾として使われる。かつ隨身魚符は、「魚袋」に入れられた。太子や親王などの三品以上は金魚袋に、五品以上は銀魚袋に隨身魚符を入れた。ただし、六品已下守五品已上の官員は隨身魚符を帯びることができない。

ところで、瀧川政次郎氏の研究によると、唐代の隨身魚符の制度は、日本でも取り入れられたとのことである。<sup>20)</sup>日本では、隨身魚符の制度は時代が下るにつれて本来の機能が失われ、魚袋などの服飾品に転落した。それは、平安初期の律令官人たちは、唐制に準拠することに終始したためであろう。中野方子氏は平安官人の漢詩から隨身符の魚袋に言及した。<sup>21)</sup>また、唐の發兵符の銅魚符も隨身符の銅魚符も、ともに鯉魚の形をして魚の背の所から左右二片で割れ、両半が合わさると符契になる。

先述した史料（あ）・（い）・（う）などでは、『唐曆』逸文中の「蕃国銅魚」の多くが散失したため、「銅魚」の改造が求められた。その「故事」とされた西域の「蕃国」が唐に遣使する際に「銅魚」を持参したが、この「銅魚」は「魚符之制」とほぼ変わらないものである。なお、銅魚符のうえに「其国名」を刻むことは「隨身魚符之制」の「姓名」を刻むことと似る。ただ、いずれにせよ、『諸道勸文 神鏡』に見られた『唐曆』逸文の「銅魚」と大きな関連を有することになると考えられる。



#### 四 おわりに

古代日本は中国から多くの典籍を請来し、そこから隋唐の制度を取り入れ、同時に隋唐の先進的な文化を吸収し、影響を受けたことが知られる。日本の王室と貴族などの上流社会は唐に倣い、唐風文化を整備した。『諸道勘文』に記された諸道博士の勘申には当時日本に存在したさまざまな漢籍が引用されている。その中、「神鏡事」に注目し、『唐曆』逸文の「銅魚」について検討した。

「革命勘文」や寂照宛ての書簡によって、平安初期の日本においては『唐曆』以後の史書が請来されていなかったことが明らかである。このことは、間接的に『唐曆』のもつ重要性を証明している。さらに三善清行や大江匡衡や寂照など『唐曆』に関わった人物の動きから見ると、九世紀の末から十一世紀の初期にかけて、日本の知識人が利用できる漢籍の中でもっとも新しい歴史書は、唐の柳芳が編んだ『唐曆』であったことが分かる。

『諸道勘文 神鏡』が取り上げる「神鏡事」の「神鏡勘申」には、『唐曆』の逸文が引かれ、「銅魚」の制度について言及されていた。これらの言葉は中国の符節制度との関係があるとの見方を示し、唐代以前の発展過程を紹介した。「魚符」に関わる符節は、隋文帝の時代から存在し、最初は「木魚符」と称され、後には「銅魚符」になったことが分かる。

なお、『唐曆』の逸文から見た「銅魚」は、まず「魚符之制」の

「銅魚符」に属すると考えられ、「左者在内、右者在外」のように取り扱い、銅魚の左符を唐の朝廷に留め、右符を蕃国の使者が持ち、「門下省奏請」をして、左右魚符が勘合されるかどうかを判定した後に処理する。また、その「銅魚」は「隨身魚符之制」の隨身銅魚符と似て、国名が彫られて外交の際に用いる。したがって、蕃国に対する場合は、唐の「銅魚」に関わる制度も二重の意義があると考えてよい。

平安時代に尚侍、典侍は保管する神璽、神鏡を温明殿に格納した。尚侍、典侍等は、またその保管する節刀、馱鈴、符契等を同殿の唐櫃に納めた。それゆえに、寛弘二年に温明殿より火災が発生した際に、神鏡や大刀契などを入れた唐櫃が焼亡し、鏡（形が失った）と「大刀契」や「契魚符」のみが焼け跡から発見されたのである。『小右記』に記している寛弘二年十一月十五日の火災の事は『日本紀略』にも見える。『村上御記』の天徳四年九月二十四日条には内裏焼亡の記事が引用されているが、翌日に「銅魚契卅余枚」が発見されたとある。

以上から、奈良・平安時代の日本は唐制を積極的に導入し、唐風文化の影響を受けながら、そこから新たに独自の文化を生み出したといえる。史書『唐曆』逸文の「銅魚」は、本来「魚符之制」と「隨身魚符」の二つの働きを持っていた。しかし、前記した神鏡焼亡に関わる日本の銅魚符や魚契と魚袋は唐の符節を参照したが、ただ「隨身符」としての役割のみを引き継いだのである。



## 注

- (1) 久保木秀夫「彰考館文庫蔵『本朝書籍目録』部分翻刻並びに考察」、『国文学研究資料館紀要』第三三号・二〇〇六年、人間文化研究機構国文学研究資料館、一～二〇頁。
- (2) 川俣聲一編『新校群書類従』（第二十一巻）、内外書籍株式会社、一九三〇年、五二四頁。その内容については翻刻の活字刊本によって違いや、脱落がある。「或（云）」の「云」は脱落していることもあり、「曰」と書いていることもある。
- (3) 京都大学図書館谷村文庫蔵『本朝書籍目録』（外題「日本書籍目録」）、京都大学電子図書館貴重資料画像 (<http://mkulib.kyoto-u.ac.jp/webopac/RB00010998>) を参照、巻末奥書に「以仁和寺宮本写之、普廣院被尋之時注文云々、此抄入道大納言實冬卿密々所借賜之本也、永正二年（一五〇五）八月四日写之師名在判」とある。ただし、「永正二年」は「永仁二年」（一二九四）の誤写である。
- (4) 和田英松『本朝書籍目録考証』、明治書院、第三版・一九四三年（初版・一九三六年）、二〇四～二〇五頁。
- (5) 所功「〔補遺〕諸道勘文」〔国書逸文研究会編『国書逸文研究』〕第十七号、国書逸文研究、一九八六年、一六～一八頁。
- (6) 続群書類従完成会編『群書類題』第八、続群書類従完成会、一九六一年、四九頁。
- (7) 前掲注6、五〇頁。
- (8) 川俣聲一編『新校群書類従』（第二十巻）、内外書籍株式会社、一九二九年、一〇、三〇八～三一一頁。
- (9) 宮崎康充編集『国司補任』第三、八木書店、二〇〇〇年、三八七頁。
- (10) 川口久雄『三訂 平安朝日本漢文学史の研究』（上）、明治書院、一九六四年、五七三～五七四頁。
- (11) 大曾根章介「大江匡衡——儒者の生涯——」、『漢文学研究』一〇、早稲田大学漢文学研究会、一九六二年。
- (12) 小和田哲男、菅原正子、仁藤敦史「日本史諸家系凶人名辞典」、講談社、二〇〇三年、八五、八九頁。
- (13) 茂呂美咲「陰陽師・安倍吉平について」、『歌子』二〇、実践女子大学、二〇一二年、五九～七〇頁。
- (14) 藤善真澄編著『浙江と日本』、関西大学出版部、一九九七年。
- (15) 藤善真澄「成尋と楊文公談苑」、『関西大学東西学術研究所創立三十周年記念論文集』、関西大学出版部、一九八一年。
- (16) 藤原実實『小右記』（『大日本古記録』小右記二）、岩波書店、一九六一年、一三六～一三七頁。
- (17) 大津透「道長と宮廷社会」（『日本歴史〇六』）、講談社、二〇〇一年、二一五頁。
- (18) 井口大介「虎符の変遷と唐代の符節制度について」、『城西人文学』第三号・一九七五年、城西大学、五一九～五三四頁。
- (19) 〔清〕羅振玉『增訂歷代符牌圖録』、東方学会、一九二五年。
- (20) 〔唐〕李林甫等撰、陳仲夫点校『唐六典』、中華書局、一九九二年、二五〇～二五二頁。
- (21) 前掲注20、二五三～二五四頁。原漢文は以下の通りである。  
凡国有大事則出納符節、辨其左右之異、藏其左而班其右、以合中外之契焉。一曰銅魚符、所以起軍旅、易守長、〔兩京留守、若諸州、諸軍、折衝府、諸處提兵鎮守之所及宮總監、皆給銅魚符。〕二曰傳符、所以給郵驛、通制命、〔兩京留守及諸州、若行軍所、並給傳符。諸應給魚符及傳符者、皆長官〔執。其長官若被告謀反大逆、其魚符付以次官、無次官、付受告之司。〕三曰隨身魚符、所以明貴賤、應徵召、〔親王及二品已上散官、京官文武職事五品已上、都督、刺史、大都督府長史、司馬、諸都護、副都護並給隨身魚符。〕〔中略〕四曰木契、所以重鎮守〔中略〕五曰旌節〔中略〕所以委良能、假賞罰。魚符之制、王畿之内、左三右一、王畿之外、左五右一。〔左者在内、右者在外、行用之日、從第一為首、後事須用、以次發之、周而復始。〕大事兼敕書、〔替代留守軍將及軍發後更添兵馬、新授都督、刺史及改替、追喚別使、若禁推、請假敕許及別敕解任者、皆須得敕書。〕小事但降符函封、遣使合而行之。〔應

- 用魚符行下者、尚書省綠敕牒、門下省奏請、仍預遣官典就門下對封、封內連寫敕符、與左魚同函封、上用門下省印。若追右符、函盛封印亦准此。傳符之制、太子監國曰雙龍之符、左・右各十、京都留守曰麟符、左二十、其右一十有九、東方曰青龍之符、西方曰騶虞之符、南方曰朱雀之符、北方曰玄武之符、左四、右三。〈左者進內、右者付外應執符人。其兩京留守符並進內、若車駕巡幸、留右符付留守人。〉隨身魚符之制、左二右一、太子以玉、親王以金、庶官以銅、〈隨身魚符皆題云「某位姓名」。其官只有一員者、不須著姓名、即官名共曹司同者、雖一員、亦著姓名。隨身者、仍著姓名、並以袋盛。其袋三品已上飾以金、五品已上飾以銀。六品已下守五品已上者不佩魚。若在家非時及出使、別敕召檢校、並領兵在外、不別給符契。若須回改處分者、勘符同、然後承用。〉佩以為飾。刻姓名者、去官而納焉、不刻者、傳而佩之。〈若傳佩魚、皆須遞相付、十日之內申報禮部。〉木契之制、太子監國、則王畿之內左、右各三、王畿之外左、右各五、庶官鎮守、則左、右各十。旌節之制、命大將帥及遣使於四方、則請而假之、旌以專賞、節以專殺。
- (22) 瀧川政次郎「魚袋考」『皇學館論叢書』第十五卷第三号、皇學館大學人文学会、一九八二年、一〇三〇頁。
- (23) 中野方子「魚袋」の歌と詩と―貫之における漢詩文受容の方法―、『文芸研究』第一四五号、日本文芸研究会、一九九八年、一二二―一二三頁。

# Introduction and Consideration of the Lost Document *Tang Li* in *Shodō Kanmon Shinkyō*: Focusing on Tong Yufu of the Tang Dynasty

YAO Jingjing

The collection of documents on the divine mirror (one of the three Japanese imperial regalia) entitled *Shodō Kanmon Shinkyō*, is thought to have been written by the hakase shodō scholars of the imperial academies. Many excerpts and references to literary Japanese works can be seen in these documents. Because there are references to fish-shaped Tong Yu authorization tallies in the lost history documents, known as *Tang Li*—which are quoted in the *Shodō Kanmon Shinkyō*—they became a focus of attention and appeared often in other works as well. The Tong Yu tallies are related to fish-shaped Yu Fu and Yu Dai authorization tallies, which were prevalent in the Tang period. In this paper, after providing an overview of the divine mirror and permission to recast the divine mirror, which was burnt in a fire in 1040, I will introduce fragments from the lost *Tang Li*. By doing so, my goal is to delineate the changes in the Tong Yufu tallies in the Sui and Tang periods and examine their relationship with the recasting of the divine mirror of the Japanese imperial regalia.

キーワード：神鏡 (Shinkyō)、『唐曆』 (*Tang Li*)、銅魚 (Tong Yu)、魚符 (Yu Fu)、魚袋 (Yu Dai)